

令和 2 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税(個人市民税・県民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分)の対象となる地方公共団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。

指定対象外の団体に対して令和元年 6 月 1 日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。(※)

※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除は対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除部分については対象となります。

2 住宅借入金特別税額控除の拡充

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に住宅取得をして、居住の用に供した場合に、控除期間が3年間延長されます。ただし、消費税率 10%でない住宅取得等については適用されません。

11 年目以降の 3 年間については、次のいずれか少ない方の額となります。

○建物購入価格の 2%÷3

○住宅借入金(住宅ローン)年末残高の 1%

所得税額から控除しきれない額については、改正前の制度とおなじ控除限度額(最高 136,500 円)の範囲で個人市民税・県民税から控除されます。

なお、建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は現行と同水準です。

お問い合わせ先 税務課市民税係 電話 36-7446(直通)